

古事類苑

地部二十一

若狹國

若狹國ハ、ワカサノクニト云フ、北陸道ニ在リ、東ハ越前、近江、西ハ丹後、南ハ丹波、近江ニ界シ、北ハ海ニ至ル、東西凡ソ十二里、南北凡ソ四里、其地勢ハ、山嶺東北ヨリ西南ニ走リテ、丹波及ビ丹後トノ分堺ヲ成シ、沿海岬嶽ニ富ム、此國ハ古ヘ國府ヲ遠敷郡ニ置キ、遠敷大飯三方ノ三郡ヲ管シ、延喜ノ制、中國ニ列ス、郡數郡名爾後變改スル所ナシ、現今福井縣ヲシテ之ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五國郡〕若狹和加佐

〔饅頭屋本節用集天和〕若狹ワカサ若州

〔日本風土記一寄語島名〕若狹ワカサ懷加カサ柵

〔倭訓栞前編四十二〕わかさ 若狹國は腋狹の義成べし、國體しかり、

〔若狹舊事考〕此國に關る古事の始て書に見えたる趣を考るに、景行天皇の御世、膳臣の遠祖磐鹿六雁命に此國を賜ひて、子孫世々に領きたりけるが、履中天皇の御世、余磯といふに、稚櫻部といふ嘉號を賜ひけり、故その稚櫻てふ稱をやがて國名に負せて、和加佐と呼びたりけむが、これよ國名は考ふ由なし、允恭天皇の御世、更めてその若狹の國造といふに、なされたるになむありける、

〔諸國名義考下〕若狹